

高砂市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高砂市環境保全条例（平成11年高砂市条例第1号）第65条の規定に基づき、高砂市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、調査審議するため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生活環境部環境経済室環境政策課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(高砂市環境保全対策審議会規則の廃止)

2 高砂市環境保全対策審議会規則（昭和47年高砂市規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日高砂市規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日高砂市規則第22号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。